

平成23年ミッション宣言(特別職)

職名	ミッション宣言
市長	市民の笑顔輝く新居浜市をつくれます。
副市長	権限、財源、人間の3ゲンの強化を図り、地域主権時代を担える市役所づくりを目指します。
教育長	<ul style="list-style-type: none">・愛情と信頼、深めよう絆。・郷土に愛着と誇りを持った市民づくり。・緊張感を持って、熱く議論を交わし実践します。

平成23年ミッション宣言(各部署長)

部局名	部局のミッション宣言
企画部	まちの特性を活かし、市民とともに自らの地域のことは自らの責任で決めることのできる、持続可能なまちづくりを進めます。
総務部	一人一人の職員と組織が、最大限に力を発揮できるシステムづくりを実現します。
福祉部	地域における新たな支えあいを推進し、誰もが健康で、生きがいと安心感のある暮らしの実現を目指します。
市民部	多様な地域主体が自立・連携する協働型社会の実現を目指します。
環境部	地球温暖化対策やごみの減量化、水環境の向上に取り組み、地域にやさしい、地球にやさしい暮らしの実現を目指します。
経済部	本市経済の持続的発展と活気あふれる産業活力都市の実現を目指します。
建設部	人が集い、快適で利便性の高い都市の実現に向け、都市基盤整備を推進すると共に既存施設の維持保全に努めます。
議会事務局	二元代表制の一翼を担う議会が、より市民にわかりやすく親しまれる場となるよう、情報提供、情報発信を一層推進し、開かれた議会を目指します。
出納室	現金及び物品の出納・保管並びにこれらに関する会計事務を適法かつ適正に処理します。
農業委員会事務局	かけがえのない農地と担い手を守り、力強い農業を作る『架け橋』になるよう活動します。
選挙管理委員会事務局	公平、公正な選挙の管理執行を行います。
監査委員事務局	法令遵守に基づく適正な事務執行及び事業管理がなされているかを監査します
教育委員会事務局	すべての市民が、健康で心豊かな人間性を自ら養い、個性を発揮できる教育の充実に努めます。
消防本部	消防の施設、人員等を活用し、大切な命と地域を守ります。
港務局事務局	海の道として、また、人と物とのつながりの拠点として、賑わいのある港づくりを推進します。
水道局	安全で良質な水の安定供給に努めます。
土地開発公社	用地取得業務を的確に行い、新居浜バイパス全線の早期供用開始を目指します。

平成23年度各部署執行方針

部署名	企画部
-----	-----

番号	課所名	項目名	施政方針	重要・懸案		新市	その他	目標管理	説明	
				○・新・廃	類別					
1	総合政策課	第五次長期総合計画の着実な推進	○					○	○	
2		新市建設計画（後期計画）の進捗管理	○			○				
3		行政改革大綱2011の着実な推進	○					○	○	
4		荷内沖埋立事業		○	議会答弁 懸案					
5		総合運動公園構想（河川敷公園除く）		○	公約					
6		瀬戸・寿上水道問題	○	○	議会答弁・ 監査指摘・ 懸案					
7	秘書広報課 （2項目）	まちづくり校区集会の実施	○							
8		対話型広聴の推進と情報公開制度等の充実	○							
9	財政課 （2項目）	公会計制度改革に伴う財政諸表4表の作成					○	○		
10		公債費負担の軽減（繰上償還）					○	○		
11	情報政策課 （2項目）	行政機能の向上	○					○		
12		デジタル基盤の整備	○			○				
13	別子銅山文化遺産課 （1項目）	近代化産業遺産の保存・活用の充実	○						○	
14	総合文化施設準備室 （1項目）	総合文化施設〔（仮称）あかがねミュージアム〕の建設	○	○	公約・議会 答弁	○		○	○	
15	港湾管理課 （2項目）	東予港（東港地区）臨海工業用地造成事業	○							
16		中四国・瀬戸内クルージングサミット開催事業	○							

平成23年度各部局執行方針

部局名 市民部

番号	課所名	項目名	施政方針	重要・懸案		新市	その他	目標管理	説明
				○・新・廃	類別				
1	市民活動推進課	新居浜市まちづくり協働オフィス事業の推進	○	○	議会答弁				
2	市民活動推進課	国際化基本計画の推進	○						○
3	市民活動推進課	地域コミュニティ活動への支援	○	○	議会答弁				○
4	市民活動推進課	消費生活の安定と向上	○	○	議会答弁				
5	人権擁護課	人権教育・啓発の推進	○						○
6	人権擁護課	住宅新築資金等貸付金の償還推進		○	議会答弁・懸案			○	
7	人権擁護課	愛媛県人権対策協議会新居浜支部の機能回復		○	懸案				
8	男女共同参画課	男女共同参画計画の意識の高揚	○						
9	男女共同参画課	女性の政策・方針決定の場への参画促進	○					○	○
10	男女共同参画課	DV対策（支援及び予防）の推進	○						
11	市民課	ワンストップサービスの実施		○	議会答弁・懸案				○
12	防災安全課	自主防災組織の拡充、育成強化		○	議会答弁				
13	防災安全課	災害時要援護者支援プランの充実	○	○	公約				
14	防災安全課	安全安心のまちづくり行動計画の策定		廃止	議会答弁				○
15	防災安全課	防災行政無線の拡充	○	○	議会答弁	○			
16	防災安全課	老朽家屋現況調査		新規	議会答弁			○	○

平成23年度各部局執行方針

部局名	環境部
-----	-----

番号	課所名	項目名	施政方針	重要・懸案		新市	その他	目標管理	説明
				○・新・廃	類別				
1	ごみ減量課	ごみ分別収集事業	○	○	新施策				
2		ごみ減量化推進	○						○
3		ごみ有料化	○	○	議会答弁			○	
4		地域環境の美化	○					○	○
5	環境保全課	浄化槽設置整備事業	○	○	公約 議会答弁				
6		地球温暖化対策地域計画の策定	○	新規	新施策 議会答弁				○
7		地球高温化対策地域協議会	○						
8		環境自治体会議	○	○	議会答弁				
9	環境施設課	長寿命化対策の推進	○					○	○
10	下水道建設課	公共下水道事業(汚水施設)・浸水対策事業(雨水施設)	○	○	公約 議会答弁			○	
11		雨水ポンプ場改築事業	○						○
12	下水道管理課	下水道事業経営の健全化	○	○	懸案			○	
13		下水処理場改築事業	○						○

平成23年度各部署執行方針

部局名	経済部
-----	-----

番号	課所名	項目名	施政方針	重要・懸案		新市	その他	目標管理	説明
				○・新・廃	類別				
1	商工労政課	さらなる企業立地の推進	○	○	公約 施政方針			○	
2		高齢化社会に対応した商店街づくり		○	公約				
3		クリーンエネルギー対策への研究開発支援		○	公約				
4		ものづくり人材育成施設の整備	○	○	公約			○	
5	運輸観光課	世界に誇れる太鼓祭りとするための市民ぐるみの取り組み	○	○	公約				
6		端出場温泉保養センターの今後の方向性の決定	○						
7		(有)悠楽技の経営改善	○					○	○
8		筏津山荘改築事業	○			○		○	○
9		運輸交通体系の整備推進と地域循環バス(デマンドタクシー)の導入	○	○	公約			○	○
10		渡海船新船建造事業	○					○	
11	農林水産課	農林水産業の振興と地産地消の推進	○	○	公約・議会答弁				
12		農地の有効利用と環境にやさしい農業の推進	○						
13		環境保全とふれあいの森林づくり	○						
14		地球温暖化防止森林環境保全整備事業	○			○			
15	農地整備課	老朽ため池整備事業	○						
16		土地改良施設の新設・改良事業	○						
17		農地・水・環境保全向上対策事業	○						
18		老朽化した揚水機の更新や維持管理	○					○	
19	別子山支所	地籍調査事業	○			○			

平成23年度各部局執行方針

部局名	経済部
-----	-----

番号	課所名	項目名	施政方針	重要・懸案		新市	その他	目標管理	説明
				○・新・廃	類別				
20	別子山支所	林道網の整備	○			○			
21		森林の整備	○			○			
22		バス路線開設事業	○			○			
23		飲料水供給施設整備事業	○	○	懸案	○		○	○

平成23年度 部局執行方針

部局名	教育委員会事務局
-----	----------

番号	課所名	項目名	施政方針	重要・懸案		新市	その他	目標管理	説明
				○・新・廃	類別				
1	社会教育課・学校教育課・スポーツ文化課	教育施設、体育文化施設の整備促進	○	○	懸案				
2		教育施設の借地解消		○	懸案				
3	学校教育課	子どもの安全・危機管理	○						
4		公立幼稚園のあり方について		○	議会答弁 新政策				
5		子どもたちのための「新居浜版教育改革」の推進	○	○	公約				
6		社会の変化に対応した多様な教育の推進	○						
7	発達支援課	地域で学び育てる教育と県立特別支援学校との連携	○	○	公約				
8		特別支援教育の充実と一貫した支援システムの構築	○						○
9	社会教育課	地域主導型公民館への移行		廃止	議会答弁				○
10		地域主導型公民館の運営充実	○						○
11		こども夢未来事業の推進	○						
12		垣生・神郷学習館の存廃					○		
13	図書館	学校図書館の機能充実	○					○	
14	学校給食課	学校給食費未納対策の推進					○		
15	スポーツ文化課	市民文化センター改修事業	○						○

平成23年度各部局執行方針

部局名	出納室
-----	-----

番号	課所名	項目名	施政方針	重要・懸案		新市	その他	目標管理	説明
				○・新・廃	類別				
1	出納室	厳正かつ効率的な会計事務執行					○		○

平成23年度各部局執行方針

部局名	農業委員会事務局
-----	----------

番号	課所名	項目名	施政方針	重要・懸案		新市	その他	目標管理	説明
				○・新・廃	類別				
1	農業委員会事務局	農地法関係の適正な運用					○		○
2		農政活動の推進					○		
3		農地の利用集積及び優良農地の確保					○		○
4		景観形成作物取り組み事業					○	○	○
5		農業委員への女性・青年農業者等の登用					○		

平成23年度 予算執行方針骨子

本市財政の状況

平成23年度予算執行方針

第1 全般的事項

- 1 収支均衡による健全財政の堅持
- 2 費用対効果の検証による事業の効率化と経費の節減
- 3 市民への情報公開と協働の推進
- 4 組織機構改革への対応
- 5 規則等の遵守
- 6 予算の補正について
- 7 資金管理の効率化とペイオフ対策

第2 歳入に関する事項

- 1 市税収入
- 2 使用料等
- 3 国（県）支出金
- 4 市債
- 5 その他収入

第3 歳出に関する事項

- 1 執行計画
- 2 予算の執行
 - (1) 予算の配当及び通知（地方自治法施行令第150条、第151条）
 - (2) 公共事業等の計画的な執行
 - (3) 契約差金の取り扱い
 - (4) 執行手順と点検
 - (5) 旅費
 - (6) 負担金
 - (7) 使用料
 - (8) 補助金
 - (9) 委託料について
 - (10) 源泉徴収の取り扱い
 - (11) 基金の積立・取崩し、寄附金の受け入れ及び貸付金の繰上償還について
 - (12) 火災保険料（公用車任意保険）
 - (13) 時間外勤務手当
- 3 予算流用
- 4 その他の事項

平成23年度 予算執行方針

第1 全般的事項

1 収支均衡による健全財政の堅持

予算執行にあたっては、限られた財源で最大の効果をあげるよう、計画的・効率的執行に努め、財源との調和による中長期的な収支の均衡と財政構造の適正化に留意し、弾力性の確保に努めるなど健全財政を堅持すること。

2 費用対効果の検証による事業の効率化と経費の節減

個々の事務事業の目的と成果を明確にし、費用対効果の検証によって事業の効率化を図るとともに、真に行政が負担すべきものであるか等行政の守備範囲に視点を置いた予算執行と既定経費の不断の見直し等、経費の節減に努めること。

また、予算の執行を通じて、市民・関係団体等の意向を十分に把握するよう努め、施策や事業の優先順位を見極め、促進すべきもの、見直すべきもの、新たに取り組むべきものを的確に選択し、硬直化を招くことのないよう事務事業の改善・合理化に努めること。

3 市民への情報公開と協働の推進

「自立・連携」のまちづくりを旨として、市政の諸課題に積極的かつ柔軟に対処するため、各種施策の計画過程や実施の段階において、市民に対し市政に関する情報を適時適切に発信、提供し、市民の理解を得て推進するよう努めるとともに、市民の声を的確に市政に反映しつつ、協働のまちづくりを積極的に推進すること。

4 組織機構改革への対応

組織機構の改革により予算の主管課が変更された事業については、予算執行にあたり遺漏のないよう十分留意すること。

5 規則等の遵守

予算の執行に当たっては、「新居浜市予算の編成及び執行に関する規則（昭和43年1月16日規則第2号）」及び「予算の効率的執行と経費節減について（昭和44年庁達第1号）」を遵守すること。

6 予算の補正について

当初予算は通年度予算として編成したものであり、その効果が最大限に発揮されるよう、計画的・効率的執行に努めるとともに、年度途中の新たな財政需要については原則として計上予算の範囲内で機動的・弾力的に対処することとし、制度改正等真にやむを得ないものを除き、予算の増額補正は認めない。

7 資金管理の効率化とペイオフ対策

効率的な資金運用を図るため、歳入計画及び支払計画は、厳正に行うとともに、ペイオフ対策に十分留意し、「新居浜市におけるペイオフ全面解禁対応方策」、「新居浜市公金管理基準」、「新居浜市債券運用指針」などにに基づき適切に対応すること。

第2 歳入に関する事項

1 市税収入

自主財源の根幹をなす市税については、税負担の公平を期すため課税客体の完全な把握に努めるとともに、滞納整理の早期着手と計画的な取り組みなど徴収率の向上に最大限の努力を払い、その確保を図ること。

2 使用料等

使用料・手数料については、不納欠損額、収入未済額の解消に最大限努めること。また、応益負担の原則を踏まえ、行政コスト計算書の活用等により、受益と負担の適正化を図っていくこと。

3 国（県）支出金

国（県）支出金については、国・県の動向を十分に見極めながら、積極的な確保に努めること。また、一括交付金等について、積極的に情報収集に努めること。

なお、国・県の制度改正に伴い、計画している歳入の一部もしくは全部について措置されなくなった場合は、財源を一般財源にそのまま求めるのではなく、まず当該事業の縮減等による調整を行うこと。

東日本大震災の復興財源のために公共事業費の一部留保が行われる見通しであることから、国・県の動向を見極めること。

4 市債

市債については、総額の確保と良質化を図る。事業執行上の問題から借り入れに支障をきたすことの無いよう財政課と十分連携して進めること。

5 その他収入

未利用資産の処分を進め、特に土地区画整理事業にかかる旧街区調整用地については、積極的に売却に取り組むこと。

広告事業等へ積極的に取り組み、自主財源の確保に努めること。

また、自動販売機の設置については、安易に随意契約によるのではなく、入札を実施し増収に努めること。

第3 歳出に関する事項

1 執行計画

各部局における自主管理、責任執行体制を基本に、予算の計画的、効率的執行の確保に努めることとするが、規則第5条に基づき「第1号様式の2」の、執行計画を作成し、計画的な執行管理に努めること。

(留意点)

作成した執行計画のうち、次のものについて財政課予算担当まで提出すること。

(施策・公共・単独のうち次の節)

- (1) 委託料 (第13節) (施設・設備管理委託料は除く。)
- (2) 工事請負費 (第15節)
- (3) 公有財産購入費 (第17節)
- (4) 建設事業に係る補償費 (第22節)

(提出期限)

当初予算計上分については4月28日、補正予算計上分は各予算見積書提出期限とする。

2 予算の執行

- (1) 予算の配当及び通知 (地方自治法施行令第150条、第151条)

予算の執行 (支出負担行為) は、予算の配当が行われることにより初めてなし得るものであるが、本年度も予算の成立により、配当及び通知がなされたものとみな

す（補正予算についても同様とする）。ただし、執行に当たっては、効果・効率的な執行に努め、その必要性を十分に吟味すること。

(2) 公共事業等の計画的な執行

国の平成23年度当初予算は、3月29日に成立し、公共事業等の早期着手が可能になっていることから、年度内執行を基本としてより計画的な執行を図るとともに、地域経済に配慮し、早期発注・早期完成に努めること。

また、事業の実施に際しては、他事業との連携強化、同時一括施行など計画手法並びに効率的な設計等に積極的に取り組み、工事コストの縮減に努めること。

東日本大震災の影響により、建築資材、原材料等の確保について懸念されているが、情報収集に努め、計画的な執行に遺漏の無いよう努めること。

(3) 契約差金の取り扱い

単独事業に係る委託料、工事請負費、備品購入費等の契約差金については、不用額として確実に留保すること。やむを得ず執行しなければならない場合は、総合政策課、財政課と協議の上決定することとする。

なお、工事請負契約の変更の際は、「新居浜市事務決裁規程別表第3（平成20年4月1日付改正済）」に留意し、適正に処理すること。

(4) 執行手順と点検

ア 法令、規則及び予算の目的に従い適正な執行に努めること。

イ 予算執行は、予算執行早見表（別表1）及び出納事務マニュアルを確認のうえ行うこと。なお、公金支払関係事務改善検討委員会での検討の結果、負担金、補助金、委託料等の支払事務が改善されることとなったため、別紙1を参照のうえ、事務に遺漏のないようにすること。（詳細は、出納事務マニュアルを参照のこと）

ウ 特定財源の確定しないものは、確定するまで事業執行を留保すること。（規則第16条第1項）

(5) 旅費

旅費の執行にあたっては、「職員の出張に関する取り扱いについて（昭和39年庁達第7号）」を遵守すること。

松山出張については、原則公用車使用となっているが、新居浜～松山の瀬戸内バス優待乗車券も活用し、経費節減に努めること。（平成23年3月28日付け人事課長通知「旅費計算基準の改正について」、人事課掲示板を参照のこと）

(6) 負担金

出席負担金については、業務あるいは職員の資質向上への貢献度など、当該会議等への出席の必要性を十分検討すること。懇談会の経費及び全国規模の大会並びに高額負担金（予算で認めたものは除く）を伴う参加は原則として認めない。また、

旅費基準の改正に伴い、出席負担金に昼食代が含まれる場合は、出席者が後日昼食代を納めることとなっている点に留意すること。

会費的な負担金については、予算化されているからといって機械的に支出することなく、加入している団体の行政上の効果等について常に見直しを行い、効果のないものについては加入を取り止めるなど節減に努めること。

(7) 使用料

タクシーの使用料については、使用実績簿（別表2）を作成し、利用実績を明らかにしておくこと。

(8) 補助金

補助金公募制度によって予算化したところであるが、予算化された補助金についても、公益性、公平性、社会的ニーズ及び行政効果を常に念頭に置き、目的、対象経費の明確化、行政効果の数量的評価の把握などに努め、一層の改善合理化を進めること。

執行に際しては、「新居浜市補助金等交付規則」に基づき適正に処理すること。また、交付した補助金が有効に活用され、適正な処理がなされているかなどについて、交付団体等に対し指導・調査等を行うこと。

なお、新居浜市補助金等交付規則第14条第2項に基づき、支払明細書（別表3）の添付を省略できる補助金は、以下のものとする。

- ア 条例設置による補助金で補助金額が明定されているもの
- イ 国・県の補助金を伴う補助金

取り扱いについて疑義がある場合は、事前に財政課と協議すること。

また、第2号様式中の前年度予算額は、最終予算額を記載すること。

(9) 委託料について

各種調査研究等の委託については、その業務内容が専門的かつ特殊なものに限定し、安易な委託は慎むこと。

(10) 源泉徴収の取り扱い

所得税の源泉徴収となる支出命令書は、節の区分に関係なく全て人事課へ合議すること。

(11) 基金の積立・取崩し、寄附金の受け入れ及び貸付金の繰上償還について

財政課へ合議すること。

(12) 火災保険料（公用車任意保険）

公用車の任意保険加入にあたっては、3業者以上の見積り合せによること。

(13) 時間外勤務手当

業務の効率的・計画的な執行に努めることとし、時間外勤務の縮減のため、各課において、具体的な取り組みを強めること。

（平成22年3月30日付け人事課長通知「時間外勤務手当の支給等及び年次有給休暇の取得の改正について」、人事課掲示板を参照のこと）

3 予算流用

(1) 流用の禁止

流用をみだりに行うことは、予算執行体制そのものを乱すことになるため、計画的に執行するとともに、必要に応じ予算の組み替えを行い、流用は必要最小限に留めることとする。

なお、流用しなければならないときは、事前に財政課と協議すること（流用の決裁区分：各部局の伺いは流用金額にかかわらず部局長の決裁を要する）。また、歳出予算流用書の流用理由は、予算が不足することとなった理由を具体的に記載すること（具体的な記載のないものは受け付けない）。

次に示す科目は、原則として流用禁止とする。（ただし公共事業等で精算を伴うものは除く。）

報 酬（人件費相互間の流用は除く）
給 料（同上）
職員手当等（同上）
共 済 費（同上）
旅 費
交 際 費
需 用 費（うち食糧費）
役 務 費（うち広告料）
負担金補助及び交付金
貸 付 金
投資及び出資金
積 立 金

(2) 補助事業等の精算に係る流用

補助事業等の事務費精算にあたっては、人件費、共通需用費（郵送料、複写機用

紙代等）、情報化基本計画推進事業費（電算機使用料・・・フルカラー複合機賃貸借使用料）を最優先すること。

4 その他の事項

(1) 10か年事業計画（財源を含む）の変更が必要となるものは、事前に総合政策課、財政課と協議すること。特に国・県の制度改正及び予算措置の見直し等で補助金、負担金が縮減される場合は、当該事業の見直し、財源の確保等について検討を要することから、速やかに協議すること。

(2) 光熱水費は経常的経費であり、施設管理の効率化等により節減可能であることから、施設管理者は、使用量等の動向を常に把握し、昼休みの消灯や不要な照明の調整等積極的に節減に努めること。特に、ニームスやエコアクションプランにはまに沿った取組を確実に進めること。

また、使用量の変動しているときは、直ちに原因究明にあたりとともに適切な措置を講じ、予算の不足を安易に追加補正等に求めることのないようにすること。

(3) 特別会計は、「地方公共団体が特定の事業を行う場合その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合」（地方自治法第209条第2項）に設けることができるものであり、その性格を再認識し、自己財源の確保に努め、会計独立の原則に基づいた予算執行を行うこと。

(4) 議決機関、監査機関の指摘事項等を踏まえた予算執行に努めること。

(5) 会計管理者への事前協議
支出負担行為で異例、重要なものについては、事前に会計管理者に合議すること。

(6) 災害復旧事業の取扱いについて
災害復旧に係る予算対応については、国庫補助制度や起債制度を最大限に活用し、一般財源の軽減に努めることとし、次の点に注意して取り組むことを徹底すること。

① 災害復旧に係る国庫補助制度がないか、平素から国・県に確認しておくと同時に、災害時には速やかに手続きの着手を行うこと。特に、通常であれば補助制度のない災害復旧事業についても、災害関連〇〇事業などで補助対象となる場合や、激甚指定された災害時のみ対象となる事業などもあるため、国・県との連絡を密にし、情報収集に努めること。

② 単独災害復旧事業の場合についても、ポールやテープを利用して被災状況・延長・奥行・高さ（深さ）が確認できる写真撮影を行うこと。その際、近景・遠景を多角度より撮影するよう心がけること。併せて断面・平面・展開図等で被災状

況と復旧工法を示し、適切な工事に努めること。また、補助事業の対象となり得ないかどうか、県の担当課への照会を必ず行うこと。更に、緊急を要する場合でも業者見積もりなどにより復旧予定金額（予算要望額）を把握すること。

(7) 複数年の指定管理について

複数年の指定管理契約を行う際には、契約年数に対応する債務負担行為が必要であるので遺漏のないよう十分留意すること。

(別表1)

予 算 執 行 早 見 表

執行区分		伺 区 分				合 議		支出命令書に添付する書類				主 な 内 部 考 査 点
節	区 分	施行伺 等によるもの	支出負担 行為書によるもの	支出負担行為兼支出 命令書によるもの		契 約 課	財 政 課	請求書又 は納入 通知書	明細書 又は 調書	契約書	確認書 又は 認定書	
				一般	物品							
報酬	報酬	○		○					○		○	<ul style="list-style-type: none"> 額及び支給方法は、条例等の定めによっているか。 日額報酬は、勤務日数と合致するか。 新居浜市議会議員等の報酬及び費用弁償に関する条例第2条に該当するもの以外は施行伺を取っているか。
給料	給料			○					○			
職員手当等	退職手当	○		○					○			<ul style="list-style-type: none"> 支給基準は、条例・規則・規程の定めるところによっているか。 受給者に誤りはないか。
	その他手当			○					○			
共済費	共済費			○					○			<ul style="list-style-type: none"> 法令等に基づいて負担しているか。
災害補償費	災害補償費	○		○				○			○	<ul style="list-style-type: none"> 補償費を支出するに当たって公務上と認定しているか。 補償費の算出は、法令に規定する基準額か。
恩給及び 退職年金費				○				○	○			
賃 金		○		○					○		○	<ul style="list-style-type: none"> 雇用時に条件を具備した決裁を受けているか。 勤務日数に誤りはないか。(休務簿との照合) 割増賃金・時間数に誤りはないか。(命令簿との照合) 全日又は半日勤務等の支給単価に誤りはないか。 所得税、控除金等に誤りはないか。
報償費		○		○	○			物品 ○	現金 ○		現金 ○	<ul style="list-style-type: none"> 講師謝礼金等の支給について決裁を受けているか。(額・氏名) 報償物品の購入数量は過剰になっていないか。 検収、受領印の漏れはないか。
旅 費				○								<ul style="list-style-type: none"> 庁達第7号に準拠して取り扱っているか。 旅費計算は、最も経済的な経路・方法により行っているか。 日額旅費の対象キロ数に誤りはないか。 注・やむを得ず複数で出張する場合には、その必要性を十分確認すること。
交際費		○		○				○			○	<ul style="list-style-type: none"> 物品等については、相手方に引き渡したことの確認。〔検収、受領印は不要〕
需用費	消耗品費				○			○				
	燃料費				○			○				
	光熱水費			○				○				<ul style="list-style-type: none"> 例月より多すぎる月は、原因を究明しているか。
	医薬材料費				○			○				
	印刷製本費				○			○				
	飼料費				○			○				

執行区分		伺 区 分				合議		支出命令書に添付する書類						主 な 内 部 考 査 点		
節	区 分	施行伺等によるもの	支出負担行為によるもの	支出負担行為兼支出命令書によるもの		契約課	財政課	請求書又は納入通知書	明細書 検査 調書	契約書	確認書 調書 認定書	竣工検査 (報告) 調書	竣工届		出来型調書 審査票 写真	
				一般	物品											
需用費	50万円を超えるもの	○	○			○		○		写○ (130万円超)		○	○ (130万円超)	○ (写真)	<ul style="list-style-type: none"> ・随意契約は、3業者以上の見積合せをしているか。 ・工事請負費でする方が適当ではないか。 ・竣工検査調書に不備なものはないか。 	
	50万円以下	○	○	注○	○			○	○			○		○(写真10万円以上)	<ul style="list-style-type: none"> 注・発注・確認が同日にできるもの。 ・10万円以上については、写真添付。 	
	賄材料費				○				○							<ul style="list-style-type: none"> ・最も経済的な方法並びに価格で購入しているか。 ・納品書又は請求書に誤算はないか。 ・給食献立表と合致しているか。
	食糧費	○		○			○	○								<ul style="list-style-type: none"> ・庁達1号の単価(懇談会1人6,000円、昼食費1人500円)内であるか。人員は最小限か。備考欄に相手方の氏名を記入する。 ・審議会等のお茶(ペットボトル)の予算執行に留意する。
※金額が130万円を超える場合には負担行為による。(修繕料を除く。)																
役務費	通信費			○				○								<ul style="list-style-type: none"> ・電話料の中に私用料が含まれている場合、その処理がなされているか。 ・切手、はがき等の物品購入の場合は、検収・受領・受渡場所を記入し、押印すること。 注・火災保険料(公用車任意保険)について、2業者以上の見積合せをしているか。
	運搬費			○				○			○					
	広告料	○		○				○								
	手数料	○	○					○		写○	○					
	その他			○				○			○					
	筆耕翻訳料		○					○			○					
保険料	注○		○				○									
委託料	契約によるもの	○	○			注○		○	○	写○	○	○		○ (写真)	<ul style="list-style-type: none"> ・業務内容を明記した委託契約を締結しているか。 ・契約による場合は、定めのとおり履行し確認しているか。 ・調書等の整備に不備はないか。 注・指定管理協定に係るものは除く。 	
	その他	○		○				○			○					
使用料及び賃借料	契約によるもの	○	○					○		写○					<ul style="list-style-type: none"> ・土地・建物等の不動産・機器類等の動産の借上げは、賃貸借契約を締結しているか。 ・借上の目的は、明確になされているか。 ・単価契約の場合は、担当者確認がなされているか。 	
	その他			○				○								
工事請負費		○	○			○	○	○		写○		○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・請負契約を締結しているか。 ・議会議決の対象となるものではないか。また変更契約によって議会議決の変更を要するものはないか。 ・前金払は適当か。また関係書類を徴しているか。 ・中間払は適当か。その施工期間を確認しているか。 ・調書に不備なものはないか。 ・契約工期内に履行並びに確認しているか。 	

- 備考
- 1 主な内部検査点の共通事項
 - ・法令又は契約に違反していないか。
 - ・所属年度・会計別・予算科目は誤っていないか。
 - ・配当予算を超過していないか。また予算目的に反しないか。
 - ・金額の算定に誤りはないか。
 - ・契約締結方法等は適法か。また支払期であるか。
 - 2 支出負担行為に必要な書類
 - ・計数に誤りはないか。
 - ・当該債務は時効になっていないか。
 - ・正当な債務者であり支払前に必要な債務が履行されているか。
 - ・支払区分は適正であるか。
- ・新居浜市予算の編成及び執行に関する規則別表1・2によること。

第19回環境自治体会議にいはま会議人員配置計画(案)

【5/25(水)】全体会午前10時～午後5時

場所	項目	全体配置人数	市職員	ボランティア スタッフ	実行委員会
市民文化センター大ホール	駐車場整理・バス案内	15	12	3	
	出迎え	6			6
	参加者受付(案内係)	40	36	4	
	出演者接待	6	2		4
	ウェルカムドリンクコーナー	7	1		6
	展示コーナー	2		2	
	ステージ	7	5	2	
	写真撮影	2	2		
文化センター第7中会議室	夕食対応	8	4	4	
文化センター大会議室	総会	2	2		
市民文化センター中ホール	特別セッション案内(駐車場整理)	12	10	2	
ホール前	帰路案内	2	2		
合計		109	76	17	16

【5/26(木)】分科会午前8時～午後5時

場所	項目	全体配置人数	市職員	ボランティア スタッフ	実行委員会
各分科会会場(10カ所)	分科会運営(受付・会場設営等)	74	54	20	
市役所・臨時駐車場	駐車場整理バス案内	6	6		
合計		80	60	20	0

※東京事務局配置計6名

【5/26(木)】交流会午後5時～午後9時

場所	項目	全体配置人数	市職員	ボランティア スタッフ	実行委員会
レイグラッツェふじ	会場設営・余興係	9	9		
	お客様係	2	1		1
	ホール係	22			22
	受付・物販係(荷物預かり)	16	7	2	7
	誘導係	4	1	3	
	救護係	3	3		
合計		56	21	5	30

※レイグラッツェふじからも各係りへ人員配置計25名

【5/27(金)】全体会午前8時～正午

場所	項目	全体配置人数	市職員	ボランティア スタッフ	実行委員会
市民文化センター大ホール	駐車場整理・バス案内	13	11	2	
	出迎え・見送り	6			6
	参加者受付(案内係・荷物預り)	15	11	4	
	出演者接待	6	6		
	ステージ	7	7		
	写真撮影	2	2		
ホール前	オプションツアー案内	2	2		
合計		51	39	6	6

※配置人数はいずれも延べ人数です。